

消費者機構日本とは

消費者機構日本は、消費者運動に積極的にかかわってきた(財)日本消費者協会、(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、日本生活協同組合連合会の3団体が、弁護士・司法書士などの専門家、学識者、消費者団体の皆さんに呼びかけ、2004年9月に設立いたしました。

そして、2007年の消費者団体訴訟制度の施行に伴い、同年8月23日に消費者機構日本は、不当な約款や不当な勧誘行為に対して差止請求権を有する適格消費者団体の第1号として、内閣総理大臣の認定を受けました。

・消費者機構日本の組織概要

法人格

	特定非営利活動法人
設立／認証	2004年9月17日設立 2005年1月24日認証
備考	2011年1月31日、認定NPO法人認定 (認定期間2011.2.16～2016.2.15)

会員状況

※2011年6月現在

会員種別	構成数	
正会員	団体A	3団体※ 消費者機構日本の基本財産に出捐する非営利団体
	団体B	6団体 消費者機構日本と消費者被害情報等の交流を行う非営利団体
	個人	129会員 消費者機構日本の活動を推進するため入会した個人
協力会員	37会員	消費者機構日本の事業に協力するため入会した個人
賛助会員	65団体	消費者機構日本の事業に賛助するため入会した企業・団体

※団体正会員Aの3団体は、消費者機構日本の設立を呼びかけた(財)日本消費者協会、(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、日本生活協同組合連合会です。

主な役員

※2011年6月現在

役職	氏名	
会長	青山 侑	明治大学公共政策大学院教授、元東京都副知事
理事長	芳賀 唯史	日本生活協同組合連合会専務理事
副理事長	狩野 拓夫	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長
	中村 年春	(財)日本消費者協会会長
	阿南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
常任理事	佐々木幸孝	弁護士
	中野 和子	弁護士
	唯根 妙子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事
	佐伯美智子	(財)日本消費者協会教育企画部課長
専務理事	磯辺 浩一	事務局常勤

賛助会員登録のお願い

適格消費者団体が、消費者団体訴訟制度を活用し、不当な約款や不当な勧誘行為等の是正をはかるためには、被害情報の収集や事実関係調査、専門的な分析検討、事業者との協議、訴訟の遂行などに多くの労力と費用が必要です。

このような消費者被害の拡大防止・未然防止の活動は、同時に公正な市場の形成に資するという役割も発揮しており、本来、広く社会全体で支えていく必要があります。

ところが、我が国ではこうした適格消費者団体への国や自治体からの直接的な財政支援がわずかであるため、会費や寄付金といった心ある個人や法人からの財政支援に頼らざるを得ない実情にあります。今後、消費者機構日本が新たな役割を担って、更に活動を充実・発展させていくためには、これまで以上に支援の輪を広げていくことが必要です。

つきましては、社会的責任経営や消費者志向経営に積極的にお取り組みの皆様に、消費者機構日本の目的と活動に是非ともご賛同いただき、何卒、賛助会員としてご登録の上、ご支援をいただきたくお願いする次第です。

皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

賛助会員制度のご案内

年会費

1口10万円(1口以上10口以内)

※総会表決権は有しません。

※認定NPO法人である消費者機構日本に対して支出した賛助会員会費については、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金限度額の範囲内で損金算入が認められます。

特典

1. ニュースレター(月1回発行)をお届けします。
2. 公開学習会・消費者志向経営セミナー等を優先的にご案内します。
3. 消費者機構日本のホームページで、ご了解をいただいた場合は賛助会員名を表示します。
4. 消費者機構日本のホームページで、賛助会員の社会貢献活動や消費者志向経営について、順次ご紹介させていただきます。

賛助会員登録の手続については、消費者機構日本事務局までお問合せください。